

平成24年度の検認実施について

[・平成24年検認の被扶養者資格チェックへ](#)

[・\[健康保険被扶養者確認調書\]記入例へ](#)

[・年間収入の取扱についてへ](#)

「健康保険被扶養者確認調書」(以下「確認調書」といいます。)がお手元に配付された方は、必要事項を記入・捺印のうえ、被扶養者の収入状況等を証明する添付書類を添えて、事業主(会社)経由で(任意継続被保険者の方は直接)当健保組合に提出してください。
以下に概要を記載しておりますので、参考にしてください。

1. 検認対象者について

平成24年7月1日現在在籍し、平成24年4月1日現在満18歳以上の被扶養者を有する被保険者を対象とします。

ただし、次に該当する方は今回の検認対象外とします。

- 平成24年1月1日以降新たに認定された被扶養者
 - 平成24年11月1日までに後期高齢者医療制度に該当する被扶養者
 - 平成24年7月1日以降平成24年10月1日までに資格喪失する(した)被保険者
- ※上記①②に該当する被扶養者については、「確認調書」に記載されません。

[・\[健康保険被扶養者確認調書\]記入例へ](#)

2. 添付書類について

基本的な添付書類を挙げていますので、被扶養者の状況により追加書類を求める場合があります。

平成24年度「所得
証明書」または「非課税
証明書」(原本)

「確認調書」に記載されている被扶養者全員が提出。

※源泉徴収票は不可

世帯全員の住民票
(写し可)

被保険者の配偶者・子以外の被扶養者全員が提出。

- ※ 被保険者と該当被扶養者が同一住所であっても、世帯登録が別世帯となっている場合は、被保険者の住民票(写し可)もあわせて提出。
- ※ 住民票の「世帯主との続柄」について明記してあるもの。
- ※ **平成24年7月1日以降に発行されたもの。**

「年金改定通知書」
または「年金振込通知
書」等 (写し)

所得証明書に反映されていない障害年金、遺族年金、恩給等を受給している方は、それぞれの年金毎に直近のもの。

※ 平成23年または平成24年の途中から年金の受給を開始した、または、年金額が変更となった場合は「年金証書(写)及び年金改定通知書・支給額変更通知書(写)」も添付。

平成23年分確定申告書
および收支内訳書
(写し)

- ①事業(営業等・農業)収入、不動産収入、いずれかの収入がある方は、平成23年分「確定申告書」(写)、および平成23年分「收支内訳書(または所得税青色申告決算書)」(写)を提出。**
- ②配当・利子収入、雑収入(公的年金を除く)、いずれかの収入がある方は、平成23年分「確定申告書」(写)を提出。**

※ 所得証明書に事業(営業等・農業)収入、不動産収入等の記載があるが、税務署に対し確定申告を行っていない場合は、市区町村への届出(「市(区町村)民税・県民税申告書」等)の写しを提出。
※ 当健保組合が被扶養者認定上、必要経費とみなす経費は、所得税法上の経費とは異なります。

[・年間収入の取扱についてへ](#)

3. 検認により資格喪失

以下のいずれかに該当する場合は、被保険者による生計維持がなされていないものとし、資格喪失となります。

- 被扶養者の年間収入見込額が収入限度額の130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上ある者
- 被扶養者の年間収入が、被保険者の年間収入の1/2以上ある場合
- 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫および弟妹を除く三親等以内の親族で被保険者と同一世帯に属していない場合
- その他、被保険者との生計維持関係が確認できない場合
(確認調書および資格確認のための添付書類の提出がない場合を含む。)

4. 資格喪失日について

資格審査の結果、資格喪失となる方の資格喪失日の取扱は以下のとおりです。

- 被扶養者が就職等により、他の健康保険の資格を取得した場合は、その資格を取得日したが、被扶養者の資格を喪失する日となります。
- 平成23年中の年間収入(平成23年1月から平成23年12月までの収入合計額)が収入限度額以上に達した場合、または、平成23年2月以降に収入が発生した場合で、収入が発生した日から向こう1年間の年間収入または年間収入見込が収入限度額以上に達する場合または見込まれる場合は、健保組合がその事実を確認した日(健保組合が取消申請書を受理した日)となります。

※上記(1)、(2)のいずれにも該当する場合は(1)が優先します。

- 以下の①～③については、健保組合が指定する日までに提出がなされなかった場合、その状況により健保組合が資格喪失日を決めます。
 - 「確認調書」および添付書類の提出がなされなかった場合
 - 「確認調書」に取消手続き予定と記入していながら取消手続きがなされなかった場合
 - 検認により無資格となる被扶養者について、健保組合より通知した方の取消手続きがなされなかった場合

[・平成24年検認の被扶養者資格チェックへ](#)